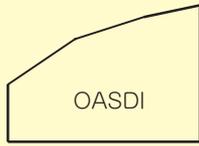
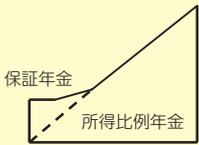


(参考) 先進諸国の公的年金制度

年金制度の国際比較

	制度体系	対象者	保険料率 (2007年)	支給開始年齢 (2007年)	国庫負担
日本	2階建て 	全国民	【一般被用者】 14.996% (2007.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2007.4～、月当たり 14,100円)	国民年金(基礎年金)： 65歳 厚生年金保険：60歳 ※男子は2025年までに、 女子は2030年までに65 歳に引上げ	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに 1/2 に引上げ
アメリカ	1階建て 	一般被用者 自営業者等	12.4% (労使折半)	65歳8ヶ月 ※2027年までに 67歳に引上げ	なし
イギリス	2階建て 	一定所得以上 の一般国民	【一般被用者】 23.8% 本人：11.0% 事業主：12.8%	男子：65歳 女子：60歳 ※女子は2020年までに 65歳に引上げ	原則なし
ドイツ	1階建て 	一般被用者 自営業者(任意 加入)等	19.9% (労使折半)	65歳 ※2012年から2029年 までに67歳に引上げ	給付費の約26% (2004年)
フランス	1階建て 	一般被用者 自営業者等	【一般被用者】 16.65% 本人：6.75% 事業主：9.9%	60歳	一般税、一般社会拠出 金(CSG)等により 20%程度
スウェーデン	1階建て 	一定所得以上 の一般国民	17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※その他に遺族年金の保険料 1.7%が事業主にかかる (老齢年金とは別制度)。	61歳以降本人が選択。 (ただし、保証年金の 支給開始年齢は65歳)	保証年金部分

＜資料出所＞

- ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2006 / The Americas, 2005
- ・ The Mutual Information System on Social Protection
- ・ 先進諸国の社会保障①イギリス、④ドイツ、⑤スウェーデン、⑥フランス、⑦アメリカ(東京大学出版会) 他